

少年調査記録規程の運用について

平成4年8月21日家二第249号家庭裁判所長
あて家庭局長，総務局長通達

改正 平成12年11月15日家二第507号
平成26年10月24日家一第607号

少年調査記録規程（昭和29年最高裁判所規程第5号。以下「規程」という。）の運用について下記のとおり定めましたので，これによってください。

記

第1 調査記録の作成

1 調査記録の作成方法

少年調査記録（以下「調査記録」という。）は，少年保護事件記録と分離して一少年ごとに別冊とし，少年の処遇に関する意見書，少年調査票その他の少年の処遇上参考となる書類（以下「参考書類」という。）をとじて作成する。

2 調査記録の作成者

調査記録の作成は，家庭裁判所調査官が行う。

3 調査記録の作成範囲

調査記録は，すべての事件について作成する。ただし，審判不開始又は不処分となるがい然性が高く，極めて簡単な参考書類で済む事件については，調査記録の作成を省略し，参考書類を少年保護事件記録に一括してとじて差し支えない。

4 経過一覧の記載及びとり込み

(1) 経過一覧の記載及びとり込みは，家庭裁判所調査官が行う。ただし，記載すべき事項の性質により，家庭裁判所調査官以外の者が記載して差し支えない。

(2) 経過一覧は，事件ごとに別個の用紙を使用する。

(3) 経過一覧は，すべての調査記録の冒頭にとじる。

5 規程第2条第2項の調査記録の作成方法

規程第2条第2項の規定により，新たに係属した事件についての調査記録を作成するに当たっては，次の方法による。

(1) 調査記録の表紙は，従前の事件について作成されたものを使用し，その「事件番号」の箇所等に新たに係属した事件の事件番号等を記載する。

(2) 新たに係属した事件の経過一覧は，従前の事件について作成された調査記録の経過一覧の直後にとじる。

6 決定書の謄本又は抄本のとり込み

(1) 規程第3条の規定による決定書の謄本又は抄本の調査記録へのとり込みは，裁判所書記官が行う。

(2) (1)のとり込みに当たっては，決定書の謄本をとじるものとする。ただし，調査記録の記載全体から，決定の対象となった非行事実が明らかであるときは，決定書の抄本をとじて差し支えない。

第2 調査記録の送付

1 送付の依頼方法及び送付方法の特例

(1) 規程第4条第1項に規定する場合には，新たな事件の係属した家庭裁判所は，保護処分の執行機関に調査記録の送付を直接依頼して差し支えない。この場合において，執行機関から調査記録の送付を受けた家庭裁判所は，当該調査記録を作成した家庭裁判所にその旨を通知する。

(2) 規程第4条第3項に規定する場合には、新たに係属した事件について審判不開始決定又は不処分決定を行った家庭裁判所は、保護処分の執行機関に調査記録を直接送付して差し支えない。この場合において、執行機関に調査記録を送付した家庭裁判所は、当該調査記録を作成した家庭裁判所にその旨を通知する。

2 規程第4条第3項の準用

規程第2条第2項に規定する場合において、従前の事件についてされた保護処分の継続中に、新たに係属した事件について少年法第19条第2項又は第23条第3項の決定をしたとき、及びいったん保護処分決定をし、その後同法第27条第2項又は第27条の2第1項の決定によりこれを取り消したときは、規程第4条第3項の例による。

第3 調査記録の保存

1 保存期間の特例

規程第2条第2項の規定により、従前の事件について作成された調査記録に新たに係属した事件についての参考書類をとじたときは、その調査記録の保存期間は、新たに係属した事件の調査記録としての保存期間による。

2 保存のための引継ぎ

保存に付する調査記録は、速やかに整理し、記録係に送付する。

3 保存の場所及び方法

(1) 調査記録は、一定の記録保存用の倉庫又は保管庫に保存する。

(2) 保存に付する調査記録には、その表紙に保存の始期及び終期を記載する。保存の終期が変更されたときは、その記載を改める。

(3) 調査記録の排列は、次のいずれかの方法による。ただし、家庭裁判所の定めるところにより、これと異なる方法によって差し支えない。

ア 少年の生年月日の順序による。

イ 少年の氏名の五十音順による。

4 保存に関する索引票の記載

調査記録を保存に付したときは、当該少年の索引票の「保存」の箇所に保存始期年月日及び保存終期年月日を記載する。

5 調査記録の廃棄

(1) 廃棄の時期

調査記録の廃棄は、毎年、前年度中に保存期間が満了したものについて行う。

(2) 廃棄の方法

ア 廃棄に当たっては、別紙様式第1による廃棄目録を作成する。

イ 廃棄は、訟廷管理官（訟廷管理官の置かれていない裁判所にあつては、訟廷事務をつかさどる主任書記官）が立ち会った上、焼却又は細断の方法により行う。

ウ イにより細断をしたものは、物品管理官又は分任物品管理官に引き継ぐ。

(3) 廃棄に関する帳簿等の記載

ア 調査記録を廃棄したときは、廃棄をした者が、廃棄目録の末尾に廃棄の年月日及び方法を記載した上、(2)のイに定める立会者とともに記名押印する。

イ 調査記録を廃棄したときは、当該少年の索引票の「保存」の箇所に廃棄年月日を記載する。

6 特別保存の手続

(1) 1項特別保存

ア 次に掲げる事件の調査記録その他特別の事由がある調査記録について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第8条第1項に規定する特別保存（以下「1項特別保存」という。）に付するものとする。

(ア) 少年保護事件記録が事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第

9 条第 1 項に規定する特別保存に付された事件

(イ) 14 歳未満の少年の事件で、当該少年が 20 歳に達する前に調査記録の保存期間が満了するもの

(ウ) 他の少年の事件の調査のために調査記録が必要な事件

イ 少年本人等から、事件及び保存の理由を明示して 1 項特別保存の要望があったときは、当該少年の索引票の「保存」の箇所にその旨を記載する。

ウ イの要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

エ 1 項特別保存に付する調査記録については、その表紙及び当該少年の索引票の「保存」の箇所に「1 項特別保存」と朱書する。

オ 1 項特別保存に付する調査記録については、別紙様式第 2 による特別保存調査記録保存票を作成する。

(2) 2 項特別保存

ア 次に掲げる事件の調査記録その他史料又は参考資料となるべき調査記録について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第 8 条第 2 項に規定する特別保存（以下「2 項特別保存」という。）に付するものとする。

(ア) 少年保護事件記録が事件記録等保存規程（昭和 39 年最高裁判所規程第 8 号）第 9 条第 2 項に規定する特別保存に付された事件

(イ) 少年保護事件の調査上特に参考になる調査を行った事件

(ウ) 世相を反映した事件で史料的価値が高いもの

(エ) 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

(オ) 少年非行に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

イ 弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して 2 項特別保存の要望があったときは、当該少年の索引票の「保存」の箇所にその旨を記載する。

ウ イの要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

エ 2 項特別保存に付する調査記録については、その表紙及び当該少年の索引票の「保存」の箇所に「2 項特別保存」と朱書する。

オ 2 項特別保存に付する調査記録については、別紙様式第 2 による特別保存調査記録保存票を作成する。

(3) 2 項特別保存の報告

調査記録を 2 項特別保存に付したときは、その旨を最高裁判所に報告する。

(4) 最高裁判所への移管

規程第 8 条第 3 項の規定により調査記録を最高裁判所の保管に移したときは、その旨及び送付の年月日を特別保存調査記録保存票の「備考」の箇所に記載する。

第 4 少年事件処理システムを利用した調査記録の保存及び廃棄

1 調査記録の保存及び廃棄に関する事項の記録

平成 26 年 10 月 24 日付け最高裁総三第 177 号総務局長通達「少年事件処理システムを利用した事務処理の運用について」記第 2 により索引票を備え付けない場合には、保存及び廃棄に関する索引票への記載に代えて、第 3 の 4、同 5 の (3) のイ、同 6 の (1) のイ及びエ並びに同 (2) のイ及びエに定める事項を少年事件処理システム（以下「少年システム」という。）のサーバー（少年システムを構成する機器のうち、磁気情報を集中的に管理して処理するコンピュータをいう。）の記憶装置に記録する。

2 廃棄目録

第 3 の 5 の (2) のアに定める廃棄目録は、少年システムにより印刷したものをを用いるこ

とができる。

付記

1 実施

この通達は、平成4年10月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和29年6月25日付け最高裁判所家庭甲第100号家庭局長，訟廷部長事務取扱通達「少年調査記録規程の施行について」は、平成4年9月30日限り，廃止する。

3 経過措置

この通達の実施の際，従前の様式による廃棄目録の用紙が残存しているときは，これを使用して差し支えない。

付記（平12. 11. 15家二第507号）

1 実施

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際，従前の様式による用紙が残存している場合には，これを使用して差し支えない。

付記（平26. 10. 24家一第607号）

この通達は、平成26年11月4日から実施する。

(別紙様式第 1)

廢棄目錄

[illegible]

(別紙様式第2)

特別保存調査記録保存票

家庭裁判所

支部

記録の表示	氏名 昭和・平成 年 月 日生		
保存の対象	調査記録 冊		
保存の原因と なった事件	事件番号	平成 年(少)第 号	
	事件名(通称)		
特別保存の理由	規程8条1項(○を付したもの)		規程8条2項(○を付したもの)
	ア 少年保護事件記録が1項特別保存に付された。 イ 14歳未満の少年の事件で、当該少年が20歳に達する前に調査記録の保存期間が満了する。 ウ 他の少年の事件の調査のために調査記録が必要である。 エ その他 ()		ア 少年保護事件記録が2項特別保存に付された。 イ 少年保護事件の調査上特に参考になる調査を行った。 ウ 世相を反映した事件で史料価値が高い。 エ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なものである。 オ 少年非行に関する調査研究の重要な参考資料になる。 カ その他 ()
事件の特徴			
特別保存要望者の氏名等			
特別保存の 認定の日	・ ・	終 期	・ ・
始 期	・ ・	廃 棄 の 日	・ ・
備 考			